

自由民主党

幹事長

二階俊博様

令和3年2月福島県沖地震に係る

要望書

令和3年2月25日

自由民主党福島県支部連合会

令和3年2月13日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の余震は、最大震度6強を記録し、この地震によって、道路や港湾施設を始め、住宅、事業所・商業施設、学校教育施設・文化施設、交通機関など、県内各方面に甚大な被害を及ぼしました。

現在、災害対策本部を設置し、総力を挙げて応急復旧作業、被災者支援等に取り組んでいるところですが、当県は、東日本大震災及び原子力災害からの復興の途上であることに加え、令和元年東日本台風による被災や、新型コロナウイルス感染症への対応など、幾重もの困難に見舞われており、今般の地震による住民生活や経済活動への打撃は深刻です。

特に、当県では、新型感染症への緊急対策として実施していた外出自粛要請や県内飲食店等への営業時間短縮要請等を今月14日に解除し、本格的な経済活動等の再開に向け準備を進めていた矢先であり、県内事業者を始め県民の負担は計り知れません。

これらのことから、政府による緊急かつ重点的な御支援をお願いするとともに、当県の早期の復旧・復興に特段の御配慮と御支援をいただきますよう、以下のとおり要望いたします。

1 被災中小事業者の早期復旧に向けた支援について

【内閣府、経済産業省、観光庁】

今般の地震災害は、工場、店舗、旅館・ホテル、観光施設等、県内事業者の幅広い業種に及んでおり、その被害は、復旧に時間を要するインフラ被害を始め、建物や機械設備の損壊、家具・備品、商品自体の破損まで多岐にわたる。

特に、旅館・ホテルなどの観光業や飲食業等は、新型感染症の影響により、すでに経営に大きな打撃を受けており、今般の地震による被害は、経営に苦しむ事業者にさらに追い打ちをかけるものである。

ついては、被災した中小事業者の復旧を支援するため、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）を始めとする特別な財政措置を講じるとともに、災害関係保証の拡充による金融支援など、被災中小事業者の事業再開・継続に向けた特段の支援策を講じること。

2 被災者の生活再建の支援について 【内閣府、国土交通省】

災害救助法における応急救助について、東日本大震災及び令和元年東日本台風を踏まえ、万全の救助を行うことができるよう、生活再建に必要な住家の被害認定調査業務や罹災証明書発行業務に係る費用も含め十分な予算確保を図ること。

また、災害救助法の支援対象とならない住家の被害についても救済するなど被災者の生活再建に向けた支援を講じること。

3 インフラの復旧等に対する支援について

**【警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、
経済産業省、国土交通省、環境省】**

今般の地震発生を踏まえ、災害復旧工事の早期実施に向け、災害査定業務の迅速化及び事務手続きの簡素化を図ること。

また、今後の大規模災害等に備え、常磐自動車道及び磐越自動車道の全線4車線化や会津縦貫道の整備など、災害に強い広域的な道路ネットワークの構築に向けて重点的に取り組み、特に、今回被災した区間を中心として、早期の4車線化に取り組むとともに、沿岸部からの避難路となる小名浜道路を始めとするふくしま復興再生道路や、物流拠点である小名浜港や相馬港の防波堤整備について更に推進すること。

さらに、大規模災害等への事前の備えや早期対応に向けて、被災した自治体への応援職員の派遣や必要な技術的助言、財政面での支援などを強化するため、地方整備局の体制充実や強化について努めること。

4 被災地域の負担軽減等に係る財政措置等について

【内閣府、総務省】

被災地域の早期復旧を図るとともに、被災者等の負担の軽減に必要な財政需要に的確に対処できるよう、特別な地方財政措置を講じること。

5 防災・減災、国土強靱化の加速化への支援について

**【内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、水産庁、経済産業省、国土交通省】**

防ぎようのない地震災害を限りなく最小限に抑え、県民の安全・安心の確保を図るためには、防災・減災、国土強靱化の取組を更に加速することが必要であることから、阿武隈川緊急治水プロジェクトを始めとする治水対策や浸水対策、インフラの老朽化対策や耐震対策など大規模地震対策の強化等に必要となる直轄・補助事業等に十分な財源を確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」を実効性がある対策とするためには、切れ目ない支援が必要であることから、次年度以降の当初予算へ確実に計上すること。